

# こどもモニター制度実施要項

令和8年4月1日

## 1 趣旨

石狩市では、令和6年12月に「石狩市こどもの権利に関する条例」を制定しました。

この条例で、こどもは一緒にまちづくりを進めていく、市民のひとりとして、自分の関わることに参加したり、意見を表明することができるとしています。

また、令和5年4月に成立した「こども基本法」の第11条においても、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずることが、国及び地方公共団体に義務付けられています。

こどもに関わる施策は、こどもの意見を聴いて、市政に反映していくことを目的として石狩市こどもモニターを設置します。

## 2 対象者

次のすべてにあてはまる人とします。

- (1) 石狩市に住んでいる、または、石狩市に通勤、通学、通所をしている人
- (2) 小学1年生から30歳までの人

## 3 登録方法

- WEB入力フォームから応募してください。後日、市から応募の結果についてお知らせします。
- 定員50人

### 【応募の際に必要な情報】

名前、生年月日、住所、通学・通勤・通所先、電話番号、メールアドレス、保護者の同意（小学生のみ）

## 4 任期

- 登録した日から30歳になった最初の3月31日までとします。
- 対象者に該当しなくなったときは、その日で任期を終了します。
- いつでも登録ができ、いつでも辞めることができます。
- 登録された人には、毎年、翌年の登録の意向確認をします。

## 5 活動の内容

---

- (1) 市が意見を募集する案件について、市が指定する方法で意見を出します。
- (2) 市が行っている事業等に対して、メールや文書、対面等で意見を出します。

## 6 意見の募集方法

---

- (1) 対面（オンラインを含む）
  - こどもモニターが集まって、ワークショップなどで意見を出します。
  - 会場に来られない場合は、オンラインでの参加ができます。
- (2) アンケート
  - 市が作成したアンケートに回答して意見を出します。
  - Webアンケートです。
- (3) その他
  - 回答様式を指定しないで、メールや文書などで自由に意見を出します。
  - その他の方法で実施することもあります。

## 7 謝礼

---

- 年度内に1回以上参加された方には、1,000円分のQ u oカードを年度末頃に郵送します。
- 会議の場合は、市の旅費規程に従って交通費を支給します。（保護者の同伴が必要な場合は保護者分も支給します）

## 8 モニターの留意点

---

- (1) こども（保護者と一緒でもかまいません）が、インターネットやメールが利用できる環境が必要です。
- (2) アンケートはWebで回答いただきます。
- (3) 小学生は、保護者の同意が必要です。
- (4) 石狩市の職員はモニターになれません。